

## 平成30年第12回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年12月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 平成30年12月10日(月) 午後2時45分

3 場所 総合福祉センター 3階会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
6番 高杉 通夫	7番 佐野 年昭
8番 能登谷 和正	9番 高田 稔
10番 定井 正雄(会長)	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1人

5番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

9人

難波 末雄	林 斉	宮崎 昭雄	浅野 信之	小西 安彦
東 茂	渡邊 則文	植田 忠晴	高上 忠義	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主事 藤木 あゆみ

7 議事録署名委員

14番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第50号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第51号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第53号 農用地利用集積計画について

報告第36号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、ご苦労様です。

12月も半ばになり、寒くなってきておりますので、お体には気をつけていただければと思います。

先日ありました、農機具の事故のことについて報告をさせていただきます。

フォークリフトでの農作業中に、単車が突っ込んできたというものであります。フォークリフトが、ナンバープレートを受けていなかったこと。また、保険も掛けていない状態で、道路での作業をしていたというものであります。その話を聞きまして、私のところも確認をしたところ、フォークリフトが保険に入っていないことが分かったので、すぐに保険に入るようにしました。農作業は、草刈り、代かき、耕運、田植えなどありますが、私の地区でも、ある人の草刈りを見ていて思うのですが、刃をこっちに向けないほうがいいのにと考えていたら、こっちに向けて手に当たる。足に当たるなど。あるいは、農作業を終えて帰る途中にハローが引っ掛かるというようなことがあったりします。確かに農作業をするとかなり疲れます。疲れると基本的なことが、おろそかになりがちになります。心にゆとりを持ちながら作業をしなければならないと思っています。

次に、先般、岡山県農業会議の関係で、新見、高梁方面へ現場確認に行く機会がありました。

新見市に行ってみて感じたことは、圃場整備を実施しており、集落もあるのですが、空き家が多くなっており、集落のなかで農業をする者がいないような状態になっている。圃場整備を実施しているが、養鶏場に変わっているような状態であります。

また、高梁市では、岡山県と高梁市が一緒になって、企業誘致を行っているのですが、企業誘致出来ず、結果として太陽光施設の設置ということになっています。農業をする者がいない、かなり厳しい状態だと感じました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方々におかれましては、地域での活動をしっかりしていただいて、田畑を守っていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より平成30年第12回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、欠席者は5番委員であります。また、農地利用最適化推進委員の方には、9人の方へ出席をしていただいています。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していること

から、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布いたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**



(主査)

受け人の耕作面積を見ていただければと思います。

面積が、322平方メートルとなっておりますが、下限面積に達していません。しかし、農地法第3条の不許可の例外といたしまして、農地法施行令第2条第3項第3号の規定に、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」と規定されています。

9番委員の報告にもありましたが、受け人が既に耕作をしており、位置、面積等からこの規定を適用しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、36番は許可されました。

#### 【受付番号37番】

(農地担当)

続きまして、37番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件につきましては、11月11日に浅野農地利用最適化推進委員と調査をいたしました。

受け人と渡し人は、親戚関係になります。

渡し人が高齢であることから、耕作出来ないということになりました。

渡し人は、今年、ナスを300本程度植えておりましたが、体調が悪くなり収穫が全部出来ない状態です。

このようなことから、今回の受け人と、ご主人とが農業をやっていくということで、申請になったものであります。

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、地元推進委員であります浅野委員から、補足があればお願いいたします。

(浅野委員)

9番委員のとおり、問題ありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、37番は許可されました。

**【受付番号38番】**

**【議案第52号 52番】**

(農地担当)

続きまして、38番、美袋の件ではありますが、8ページ、議案第52号の52番と関連がありますので、一括して審議したいと思います。

それでは、8ページ、52番の現地調査をお願いいたします。

(7番委員)

12月5日に、会長、8番委員、高上農地利用最適化推進委員、阿部農地利用最適化推進委員と私、事務局との6名で現地調査を行いました。

52番の美袋の件につきましては、過去に牛舎として利用されていたものであります。東側は田、西は道路、南も道路、北が宅地であります。農地転用した場合の周辺農地への影響については、ないものと思います。

(農地担当)

それでは、一括して地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

先ほど説明のありました牛舎ですが、20年、30年前に渡し人の父親、祖父母が許可を受けな  
いまま建てたものであります。当時、約220頭の牛を飼っていました。また、第3条につきましては、渡し人が県外に住んでいて耕作出来ないということから、今回の申請になったものであります。

地元としては、何ら問題ないと思います。

(農地担当)

地元の植田委員から報告をお願いいたします。

(植田委員)

38番につきましては、渡し人の母親が、現在、地元に住んでおられます。従来から、今回の受け人がこの農地を耕作しておりました。今回、譲渡したいということで申請になったものであります。

議案第52号の52番につきましては、10番委員の報告にもありましたように、建屋を農機具用の倉庫として利用したいとのこととあります。既に牛舎の建屋があるのですが、それを利用するということとあります。転用申請地の周辺の状況とありますが、東と南が田、西が市道、北側は別棟の牛舎であります。用水、排水につきましても特に問題ありません。日照、通風につきましても問題ありません。土砂等の流出につきましても問題ありません。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

議案第52号の52番の件であります。報告にもありましたように渡し人の祖父、父親が、農地法の許可を得ないまま建築したということで、始末書の提出がされております。

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで、農用地と判断しています。例外許可規定ですが、農業用施設に該当します。

(農地担当)

それでは、38番と議案第52号の52番の件につきまして、ご質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

議案第52号の52番について、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

2ページ38番及び議案第52号の52番につきまして、許可することにご異議ありませんか。

(委員)



異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号39番, 41番, 42番】

(農地担当)

続きまして、39番、久代の案件であります。41番、42番が関連案件でありますので、一括して審議させていただきます。

それでは、39番、41番、42番の久代の件について、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この3件につきましては、11月11日に農地利用最適化推進委員の浅野委員と一緒に調査を行いました。

渡し人は、●●市にずっと住まわれております。家は地元にあるのですが、高齢であることから地元には帰ってこないということでもあります。田を処分したいということで、今回の申請になったものであります。

今まで田につきましては、それぞれの方で耕作をされておられました。今回、受け人ができたということです。41番の●●●●番につきましては、畑として利用しております。それぞれの田は、それぞれの人に耕作をしていただいているということで、地元としては何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

39番、41番、42番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当)

続きまして、40番、総社の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

40番の案件であります。土地の所在は総社になっていますが、●●地区の水田が広がる中にある農地であります。受け人の方は●●地区を中心に営農されています。この地区では、一、二を争う大規模に営農をされている方です。

以上であります。

(農地担当)

この地区の農地利用最適化推進委員であります。難波委員から報告をお願いいたします。

(難波委員)

受け人は、総社の●●の方であり、渡し人は、●●●●さんであります。

二人の関係は、義理の姉弟であります。

今回、渡し人の方が農業が出来ないということで、今回の申請になったものであります。

受け人は、この地区で2町5反以上の営農をされており、水稻、黒大豆などを夫婦で耕作をされております。したがって、農業機械等も備えております。また、対象農地は、自宅から400か500メートルぐらいの所で、ずっと受け人が耕作をしていた農地であります。周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

40番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、40番は許可されました。

**【受付番号43番、44番、45番、46番】**

(農地担当)

続きまして、3ページの43番、44番、45番、46番の黒尾の件につきまして、関連がありますので一括審議とさせていただきます。

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

43番と44番は、交換ということになっております。43番の田が7畝、44番の田が1反6畝であります。面積的には、釣り合いがとれていません。7畝の田は県道に接しています。1反6畝の田は、県道に通じる道に接しているような立地にある農地であります。

面積は違うのですが、利便性、利用状況などをお互いに合意して、今回の申請になったものであります。

地元としては、特に問題はありません。

次に、45番、46番につきましては、渡し人が地元で●●をしております。今回、農地を処分したいということで、既に耕作されている方へ渡すということでありまして、よって、今回の申請になったものであります。

地元としては、特に問題ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

この地区の農地利用最適化推進委員であります、宮崎委員から報告をお願いいたします。

(宮崎委員)

4番委員の報告のとおりであります。

それぞれの受け人の方は、きちんと耕作をされており問題ありません。

(農地担当)

46番につきましては、11番委員にも調査をしていただいております。

(11番委員)

私が調査した農地は、北溝手分の農地であります。

受け人が耕作しており、水稻が作付けされておりました。

何ら問題はありません。

(農地担当)

それでは、これら件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

43番、44番、45番、46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当)

続きまして、47番、山田の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員)

この申請の前に、家を売却したいという話がありました。申請地のすぐ隣に渡し人の実家があります。数年前に父親が亡くなって空き家になっていました。この空き家を処分したいということで、今回の受け人の●●さんと話がまとまりました。その後に●●さんが隣の農地も譲って欲しいということになったものであります。十数年、営農組合が管理していたのですが、渡し人から組合へ話がありました。組合としても耕作不便であったことなどから、問題ありませんということで話をしました。

今回の農地法第3条の許可申請書、その他チェックシートにより受け人へ聞き取りを行いました。申請書に記載されていることと相違ありません。また、申請人の祖父が1町程度、水稻を作付けをされておられ、家族全員で熱心に農業をされておられます。

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この地区の農地利用最適化推進委員であります、東委員から報告をお願いいたします。

(東委員)

13番委員のとおりであります。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号48番】

(農地担当)

続きまして、48番、門田の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地は、門田地内にやっと残っている水田地帯の一角であります。

位置的には、●●●●の北側の●●●を越えた所であります。

従前より、受け人の方が小作をされておられました。この度、きちんと所有権移転をしようという事になったものであります。

受け人の方は、申請地以外にも何枚か稲作をされておられまして、機械等も所有されており、耕作をされておられます。

地元としては、何ら問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、48番は許可されました。

#### 【受付番号49番】

(農地担当)

続きまして、49番、日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

受け人と渡し人とは、親子であります。

受け人は、きちんと耕作をされており、地元として何ら問題はないと思います。

(農地担当)

この地区の農地利用最適化推進委員であります、植田委員から報告をお願いいたします。

(植田委員)

受け人の方は、従来から農業をされています。

申請内容についても問題ありません。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、49番は許可されました。

以上で、議案第50号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第51号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第51号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第51号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

#### **【受付番号11番】**

(農地担当)

それでは、6ページ、11番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

現地は、一部コンクリートが打っており、駐車場として利用されているようでした。

東が宅地、西も宅地、南は道路、北は山林でありました。

転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

現地調査の報告にもありましたように、東、西が家、南が市道、北が山林の法面です。

申請人は、現在、●●●●へ住まわれていますが、新本に空き家がありその空き家を管理する為に申請地の部分を駐車場として利用していたようであります。今まで駐車場として利用していたことから、周辺農地への影響はないものと思われまます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願ひいたします。

(主査)

報告にもありましたように、農地法の許可を得ないまま駐車場として、以前から使用してまいりましたので、申請人から始末書の提出がなされております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

#### 【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして、12番、下原の件につきまして、現地調査の報告をお願ひいたします。

(7番委員)

現地は、宅地の一部になっておりまして家が建てられています。

東が畑、西が宅地、南も宅地、北は道路であります。

周辺農地への影響はないものと思われまます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

7番委員からの説明がありましたように、すでに宅地になっております。これは、元々申請人の母屋がすぐ西側にあつて、それを拡張するようなかたちで、この2筆が宅地になったものであります。

約20年前のことです。

その当時から、この2筆については宅地になっておりました。

周辺には、東側の宅地に南側寄りに畑が接していますが、あえて言えば、西側に家があることから、午後の日当たりがと思うのですが、農地には影響はないと考えております。

20年来このような状態で使用していたことなどから、特に問題はないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

農地利用最適化推進委員の小西委員から、補足がありましたらお願いいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、平成10年に住宅及び倉庫を増築した時に、農地法の手続きをしないまま現在に至っております。

今回、始末書も提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(2番委員)

申請地には、建物が建てられているということですが、本宅があるということですか。

(農地担当)

8番委員、お願いいたします。



(8番委員)

地図を見ていただければと思います。

西側、●●●番●，●●●番●には、既に建物が建ってしまっていて、増築して東に建物を建てているような状況であります。申請地のみに建物を建てるものではありません。

(農地担当)

2番委員，よろしいでしょうか。

(2番委員)

はい。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，12番は許可されました。

#### 【受付番号13番】

(農地担当)

続きまして，13番，山田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

申請地は，既に進入路として利用されておりました。

東は道路，西は水路を挟んで山林，南は田，北は宅地となっています。

周辺農地への影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

申請地は基盤整備された農地であります。

基盤整備の終了後に申請人が、農業用の資材置場への進入路として、換地として申請地を取得しております。

現況ですが、東が道路、西が水路と山林、南が基盤整備された農地、北が宅地です。申請人の宅地になります。農地転用することによる周辺農地への影響ですが、用水については、特に問題ないと思います。排水ですが、雨水は擁壁内に排水管、沈殿槽を設けて西側に排水するようにしております。日照、通風についてですが、建物でもないことから、問題ないと思います。土砂の流出については、コンクリート擁壁を設置する時に、上部から4から5センチメートル下げて流出しないよう工事を行うということでもあります。

以上のことから、周辺農地への影響はないものと思われれます。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、農地利用最適化推進委員の東委員からお願いいたします。

(東委員)

13番委員の報告のとおりであります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当)

続きまして、14番、下倉の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

申請地は、駐車場及び車庫として利用されておりました。

東は原野、西は宅地、南は畑、北は道路、山林です。

周辺農地への影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

申請地の車庫につきましては、5、6年前に建てられたものであります。また、露天駐車場につきましても同じような状態であります。

以上であります。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員であります、高上委員から報告をお願いいたします。

(高上委員)

申請地につきましては、10番委員から報告のありましたように車庫等として利用しております。現在のような状態になって、既にかかなりの時間が経過しております。

周辺農地への影響ではありますが、申請地からの排水につきましては、排水路を設けており、それにより排水がされております。日照、通風につきましては、車庫が建てられていますが、周辺農地への影響はないものと思います。土砂の流出につきましては、隣接地の境界部分の北側と東側は自然傾斜で、南側は石垣を設けております。西側は自宅で高低差がありません。このようなことから、土砂の流出のおそれはないものと思います。

以上であります。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

委員からの報告にもありましたように、手続きをしないまま既に車庫等が建てられております。

申請人から、始末書の提出がされております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、14番は許可されました。

以上で、議案第51号の審議はすべて終了いたしました。

## **【議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第52号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号51番】**

(農地担当)

それでは、8ページ、51番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

申請地は、作付けをされていない農地で、草刈り等がされている農地でありました。

申請地は、東が宅地、西、南が道路を挟んで宅地、北も道路を挟んで宅地であります。

農地転用をしたとしても周辺農地への影響はないものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、11月26日に農地利用最適化推進委員の林委員にも現地を確認していただいております。その後、私も現地の確認をしております。

現状ですが、東側が宅地、西側が農道及び隣地の進入路、南側が側溝と市道及び宅地、北側が農道と宅地であります。その間に申請地の家庭菜園が三角のような形で残るようになっています。農地転用することによる周辺農地への影響であります。用水の取水はありません。宅地からの排水は、進入路から南側の道路側溝へ排水する計画になっています。日照、通風につきましては、周辺が既に宅地になっていることから問題ありません。土砂の流出等につきましては、コンクリートを布設するので問題ありません。

総合判断といたしましては、周囲が宅地、畑、市道に囲まれた問題のない場所でありまます。東側の宅地の雨水が進入路に流れてくるので、トラブルになるおそれがあるということで、林委員が所有者と申請者に事前に解決したほうがいいのではないかと話をしました。その後、林委員のところへ業者から改善をしますとの連絡があったようであります。

農地転用することにつきましては、地元としては何ら問題ありません。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の林委員から報告をお願いいたします。

(林委員)

11番委員の報告のとおりであります。

現地調査をした時に問題があるかなと思いましたが、その後、解決したということで、雨水も進入路を経由しないで処理出来るようになりましたので、何ら問題ないと思いまます。

よろしくご審議の程、お願いをいたしまます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありまましたように、隣地の雨水の件であります。代理人から事務局へも解決したとの連絡がありました。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない

農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、51番は許可されました。

#### 【受付番号53番】

(農地担当)

続きまして、53番、西阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

現地は、畑として使用されており、耕運もされておりました。

申請地は、東が畑、西が道路、南も畑、北は水路を挟んで道路であります。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

受け人の方は、渡し人の娘婿になります。

申請地は、渡し人の母屋の隣の農地になります。

東西南北の状況であります。現地調査の報告のありましたように、西に道路、北に道路と宅地、東と南側には農地がありますが、この農地は渡し人の農地になっています。

農地転用に伴う被害防除計画からも周辺農地への影響は殆どないものと考え、問題はないものと

思っております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、53番は許可されました。

以上で、議案第52号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第53号 農用地利用集積計画について】**

(農地担当)

次に、議案第53号、農用地利用集積計画について議題とします。

審議に入る前に、農用地利用集積計画の決定にあたって利害関係を有する委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、退出をお願いしたいと思います。

利害関係人の委員の方は、7番委員、11番委員、14番委員、農地利利用最適化推進委員の渡邊委員であります。

【7番委員，11番委員，14番委員，渡邊委員 退室】

(農地担当)

それでは，事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第53号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

総社市が農用地利用集積計画を作成するにあたり，農業経営基盤強化促進法第18条の規定により，農業委員会の決定を得なければならないこととされています。

農用地利用集積計画について，内容等を確認していただくようお願いいたします。

また，ご質問等ありましたらお願いいたします。

(4番委員)

期間が10年になっているのですが，10年が限度になるのですか。

(主査)

10年以上でも設定は可能です。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に，ご質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは，採決をさせていただきます。

議案第53号の農用地利用集積計画につきましては，議案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで，農用地利用集積計画につきましては，決定されました。

それでは，入室するようお願いいたします。

【7番委員，11番委員，14番委員，渡邊委員 入室】

(農地担当)

次に，報告事項に入ります。



**【報告第36号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

報告第36号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第36号 報告書について朗読】

**【報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第37号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第37号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当)

21ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が14件、第4条関係が4件、第5条関係が3件でありました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり農業委員会として決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

## 【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

最初に、12番委員が研修会に参加されておりますので、その報告をさせていただきます。

平成30年11月15日から16日の2日間、徳島県で開催されました、平成30年度中国・四国ブロック女性農業委員研修会に、12番委員が出席されましたので、報告をお願いします。

(12番委員)

【平成30年度中国・四国ブロック女性農業委員研修会の報告】

(会長)

ありがとうございました。

続きまして、平成30年11月29日から30日の2日間、東京都で開催されました、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会に、私が出席しましたので報告させていただきます。

(会長)

【平成30年度全国農業委員会会長代表者集会の報告】

(会長)

以上で、研修会の報告を終わります。

他に報告事項等、委員の方々からありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

## 【事務連絡】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【新年例会の開催について】

【総社市優良農業者表彰守谷基金表彰候補者の推薦について】

(会長)

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

今年もあと二十日余で終わります。新しい年になります。

風邪を引きやすい時期になります，お体には十分に気をつけていただき，新しい年を迎えられますようにと思います。

皆さん，ご苦労様でした。

**閉会 午後2時45分**